

部落解放同盟高知県連合会の申し入れに対する回答
(2017年7月24日付け解高発62007号)

1 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、教育長としての基本認識と見解を明らかにしていただきたい。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「法」という。)に示された、「現在もなお部落差別が存在する」という文言を重く受け止めています。

県教育委員会としましては、これまでも同和問題の解決に向けて様々な取組を行ってきていますが、この法の趣旨を踏まえ、同和問題の解決に向けて、さらに取り組んでいきます。

2 「部落差別解消推進法」における相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別に係る実態調査などについて、国に対し積極的に取り組むように働きかけるとともに、具体的な施策を講ずるように要望されたい。

全国都道府県教育委員会連合会において、具体的施策の推進が必要であることを確認し、地方公共団体が必要な諸事業を円滑に推進するため、体制づくりや関係事業推進のための財政措置と、人権教育推進に関する施策等の充実を図るよう国に対して求めています。

3 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、「部落差別解消推進法」の周知徹底について積極的な取組をされたい。

国との役割分担を確認し、可能な限りの様々な機会(各学校の人権教育主任や市町村の社会教育担当を対象とする研修、その他教育委員会事務局で実施する人権問題の研修等)を活用し、法の周知と同和問題への正しい認識に繋がるよう積極的に取組を行っていきます。

4 高知県人権尊重の社会づくり条例、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化とともに、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置づけられたい。

「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」において、「同和問題への正しい理解と認識を深める教育を推進します。」としており、これを基に策定した「高知県人権教育推進プラン(改定版)」の取組を着実に推進します。

5 「部落差別解消推進法」の制定をふまえ、自治体職員及び教職員への研修の取組を積極的に進められたい。

各学校の人権教育主任や市町村の社会教育担当を対象とする研修、その他教育委員会で実施する人権問題の研修において、法の周知や同和問題の正しい認識に繋がる研修を行います。

社会教育における啓発については、高知県人権課、高知県人権教育研究協議会や人権啓発センターと連携しながら、市町村への働きかけや高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会などを活用し、社会教育担当者の育成に努めていきます。

6 相談体制の充実にむけて、人権関係部局の充実など積極的な取組を進められたい。

具体的な相談があった場合には、法務局、人権課、高知県人権教育研究協議会、人権啓発センター及び、高知県教育センターと連携し、県教育委員会人権教育課で集約し、迅速かつ丁寧に対応をしていきます。また、特に困難な問題については人権教育課がサポートしていきます。

また、児童生徒にとって相談できる最初の相手は教職員であることを踏まえ、先に示したように、教職員が正しく認識できるように研修を進めていきます。

7 学校教育における部落問題学習、同和教育の現状把握とともに、今後の取組にあたっての基本的見解を明らかにされたい。

平成28年度に人権教育アンケートを実施しました。

同和教育の実施状況（児童生徒の認識の定着）については、学校と児童生徒の認識に開きがあり、課題であると分析しています。

教員の知識や教材と生活をつなげる実践力を高め、また、効果的な教材の開発や先進的な実践を広めていくように努めてまいります。

8 「部落差別解消推進法」における部落差別に係る実態調査に関して、国の協力を含めて積極的に取り組まれたい。また、実態調査に係る内容や手法についても研究、検討されたい。

今後行われる国の調査に積極的に協力してまいります。

なお、実態調査に係る内容や手法については、国において研究、検討されるものと理解しておりますが、国における調査の研究や検討の過程において協力依頼があった際にも、同様に対応してまいります。

9 インターネット上の部落差別情報の掲載に対して、その現状把握と対応策の検討を進められたい。また、「プロバイダ責任制限法」の改正を積極的に国に働きかけられたい。

インターネット上の差別情報を発見した際には、人権課と連携し、情報の削除要請を行うようにしていますが、現実には、ネット上の多くの課題に対応しきれていない状態です。

また、このことは、本県に限らず全国共通の課題ですので、全国都道府県教育委員会連合会を通じて、国に働きかけていきたいと考えております。